

様式第1号（第7条関係）

大台町お試し住宅借受申込書

年 月 日

大台町長 様

申込者  
住所  
氏名

大台町お試し住宅を借受きたいので、大台町お試し住宅事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申込みます。なお、同要綱第4条に規定する借受資格を満たす者であることを宣誓します。

希望借受期間		年 月 日から		年 月 日まで		
(ふりがな) 入居者氏名		性別	生年月日	年齢	職業	申込者との続柄
申込者		男・女	年 月 日			本人
同居人		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				
申込者連絡先		電話番号（自宅）				
		電話番号（携帯）				
		FAX				
		Eメールアドレス				

※添付書類

- (1) 申込者の住民票謄本（抄本）、運転免許証又は個人番号カードの写し
- (2) 世帯全員の完納証明書又は非課税証明書

以下、役場記入欄

※下記債権の内、該当するものの納期到来分について納付状況を確認(該当する方に☑)					
1	市区町村税	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	6	公営住宅使用料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>
2	介護保険料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	7	保育料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>
3	後期高齢者医療保険料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	8	給食費	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>
4	水道使用料	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>	9	その他市区町村の歳入と なるもの ( )	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>
5	生活排水使用料 (浄化槽・下水道)	未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/>			

※該当しないものについては、未納なしとすること。

様式第2号(第7条関係)

誓約書

大台町長 様

私が、この度借受申込みを行う大台町お試し住宅につきましては、裏面に記載されている大台町お試し住宅事業実施要綱第11条に規定する遵守事項及び同要綱第12条第1項に規定する制限行為に従い利用し、また、お試し住宅利用の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退居いたします。

年 月 日

氏 名

## 遵守事項等

### (遵守事項)

お試し住宅等の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出及び就寝するときに施錠する等お試し住宅を善良に管理すること。
- (2) お試し住宅の鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、冬期間にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。
- (4) 備付けの備品及び計器類を適切に取り扱うこと。
- (5) 草刈り、除雪等お試し住宅を適正に管理すること。
- (6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (7) 退去する際は、室内を清掃し、速やかにお試し住宅の鍵を町長に返却すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用に関し、町長が必要と認めること。

### (制限行為)

利用者は、お試し住宅等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) お試し住宅の貸付決定において認めた同居人以外の者を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。
- (3) 興業の用に供するために使用すること。
- (4) 展示会その他これらに類する催しを開催すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。
- (6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (8) 犬、猫その他の動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他これに相当する動物を除く。）を飼育すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。